

6 健介保第 431 号
令和 6 年 6 月 21 日

市内有料老人ホーム 管理者 様
市内サービス付き高齢者向け住宅 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）

厚生労働省が定める有料老人ホーム設置運営標準指導指針の一部改正に伴い、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針も一部改正しましたので、通知します。なお、当該通知は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅にも送付しております。

1 主な改正内容

(1) 令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和 6 年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、協力医療機関との連携体制の構築、感染症対応力の向上、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めることとした。

- ・ 業務継続計画の策定等（市指針 8 (5)）
- ・ 医療機関等との連携（市指針 8 (9)）

(2) 既存建築物等の活用の場合等の特例について

平成30年に改正された建築基準法（平成30年法律第67号）において、戸建住宅等（延べ面積 200㎡未満かつ階数 3以下）を福祉施設（有料老人ホームを含む）として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることが不要とされたことを踏まえ、この要件に適合する場合においては、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととした。

- ・ 既存建築物等の活用の場合等の特例（市指針 6 (3)）

(3) 研修の実施回数等について

定期的実施するとされている各種研修について、特定施設生活入居者生活介護と同じく具体的に年 2回以上とし、新規採用時にも実施することとした。

- ・ 業務継続計画の策定等（市指針 8 (5)イ）
- ・ 衛生管理等（市指針 8 (7)ウ）
- ・ 高齢者虐待防止（市指針 9 (5)エ）
- ・ 身体的拘束等の適正化（市指針 9 (8)ウ）

2 重要事項説明書（別記様式）について

本市は情報公表システムへの取込のため厚生労働省が作成し推奨している excel 様式を使用しています。今回の指針改正においてはこの excel 様式が更新されませんでした。そのため、本来であれば重要事項説明書の様式も更新するところでしたが、本市における重要事項説明書の様式に関しましては引き続き excel 様式（ver1.1）をご使用ください。

なお、excel 様式につきましても数か月から遅くとも年内には更新されると聞いておりますので、その際には改めて周知いたします。しばらくお待ちください。

また、本項はサービス付き高齢者向け住宅には適用されませんのでご注意ください。

3 本通知の施行日

令和 6 年 7 月 1 日から施行します。

4 その他

改正後の指針、重説等については、NAGOYA かいごネットに掲載しております。

NAGOYA かいごネット「ホーム」－「事業者向けはこちら」－「有料老人ホームの届出」

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/>

介護保険課 施設指定担当

電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 2 5 3 9

F A X 0 5 2 - 9 7 2 - 4 1 4 7

メール a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp